

『不整地運搬車運転技能講習』開催のご案内

熊本労働局番号第2号 - 13(～H31.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 電話(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、最大積載量1トン以上の不整地運搬車は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方であれば運転できないことになっています。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催予定(2日間 学科8時間 実技4時間)

平成30年度実施予定：5月、9月、平成31年2月(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科) 8:50 ～ 18:00

2日目(実技) 8:30 ～ 12:30 又は 13:30 ～ 17:00

2. 受講資格

- ① 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格し実技試験でトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者
- ② 道路交通法の大型特殊自動車の免許を有する者
- ③ 道路交通法の大型自動車免許又、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育又は車両系建設機械(解体用)運転特別教育又は不整地運搬車特別教育修了後、運転の業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者
- ④ 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習、又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

3. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料：29,160円 テキスト代：1,540円

4. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(平成29年度雇用保険料率12/1,000)については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、計画届を実施日の1週間前まで、支給申請書を講習終了後2ヵ月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。